

船舶事故調査報告書

平成25年11月14日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 横 山 鐵 男（部会長）
委 員 庄 司 邦 昭
委 員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成25年5月6日（月、休日） 10時ごろ～13時23分ごろの間）
発生場所	不明（山口県宇部市所在の本山灯標北北東の本山ノ州～本山灯標東南東方沖の間）
事故調査の経過	<p>平成25年5月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。</p> <p>原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。</p>
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート ^{みちしお} 満汐、5トン未満 291-37850山口、個人所有 5.40m (Lr) × 1.98m × 0.82m、FRP 船外機、50PS、平成2年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 78歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年5月22日 免許証交付日 平成22年12月6日 （平成28年5月21日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	<p>船長は、1人で釣りに行こうとして自宅を出発し、本船に1人で乗り組み、係留している宇部港所在のマリーナを出港した。</p> <p>巡視艇は、平成25年5月6日10時ごろ、本山灯標北北東の本山ノ州付近で釣りをしている本船上の船長及び本船を含む5～6隻のボートを確認し、その後、海上が荒れだしたので、ボートが帰り始めたところを見た。</p> <p>船長は、いつもは正午ごろマリーナに戻ってきていたが、正午を過ぎても、マリーナに着いたという連絡がないことを心配した家族は、船長の携帯電話に何度も電話したが、応答がなかった。</p> <p>下関南東水道を航行中の貨物船は、13時23分ごろ、本山灯標東南東方沖において、漂流している両舷から釣り竿^{さお}を出した無人の本船を発見し、118番に通報した。</p>

	<p>現場に急行した巡視艇は、14時05分ごろ、本山灯標から真方位118°6,540m付近の海上を漂流している船長及び本船を発見した。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用し、本船の右舷船尾に結ばれた長さ約1.5mのロープの先のフックが救命胴衣のひもに掛かっており、仰向けの状態だった。</p> <p>巡視艇は、14時28分ごろ船長を宇部港岸壁で救急車に引き渡し、船長は、山口大学医学部救急救命センターに搬送された。</p> <p>船長は、医師の検案の結果、16時20分死亡が確認された。</p> <p>死体検案書には、死因は溺水であり、死亡時刻は10時ごろであると記載されていた。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 5、気温 約17～23°C（10時～14時）、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.2m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、調査した結果、外観に損傷は認められなかった。</p> <p>本船は、コックピットから船首への通路が左舷側のみに設けられ、ブルワークの高さは約50cmであり、手すりはなかった。</p> <p>船長は、一人で釣りをするときは、落水に備え、先端にフックの付いたロープを本船船尾の両舷に結び、海上に出していた。</p> <p>船長の家族によれば、船長は、いつも、携帯電話はズボンのポケットに入れていた。</p> <p>船長は、5月3日から連続して4日間船釣りに出掛けた。</p> <p>巡視艇は、本船に接舷した際、船外機は停止しており、シーアンカーは前部甲板上に置かれていたが、船体とシーアンカーをつないでいるロープの一部は海面に接していた。</p> <p>携帯電話は、濡れて使用不能の状態^めで甲板上で見付かった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、6日10時ごろ、本山灯標北北東の本山ノ州において、巡視艇により、本船上で釣りをしている船長が目撃された後、13時23分ごろ、本山灯標東南東方沖において、貨物船により、両舷から釣り竿を出し、無人で漂流しているところを発見され、118番に通報が行われ、来援した巡視艇が、本船の右舷船尾に結ばれた長さ約1.5mのロープの先のフックが着用している救命胴衣のひもに掛かり、漂流している船長を確認したので、この間において、船長が、落水したことから、死亡するに至ったものと考えられるが、落水及び溺水した状況を明らかにすることはできなかった。</p>

	<p>船長は、落水した場合に備え、フックの付いたロープを船尾の両舷から海上に出しており、落水後、ロープのフックを救命胴衣のひもに掛けたが、本船に上がることができなかつたものと推定される。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本山灯標北北東の本山ノ州において、釣りを行っていた後、船長が落水したため、発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落水した際の連絡手段として防水型携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を常に携帯しておくこと。 ・ 常設の手すりが設置されていないボートの所有者は、落水事故を防止するため、身体のバランスを崩したときにつかまることができるよう、差し込み式の手すりやロープ柵等を事前に設置することが望ましい。 ・ 落水した場合に備え、ボートに乗り込む梯子^{はしご}を設置しておくことが望ましい。